

第8章 その他

1 北海道札幌稲穂高等支援学校親睦会規約

(名 称)

第1条 本会の名称を「北海道札幌稲穂高等支援学校親睦会」とする。

(目 的)

第2条 本会は、本校職員の親睦を図ること目的とする。

(事 業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の歓迎会・送別会・忘年会等の行事に関する事
- (2) 会員の慶弔に関する事
- (3) 会員のレクリエーションに関する事
- (4) その他、会員の親睦に関する事

(組 織)

第4条 本会の会員は、本校に勤務する全ての常勤の教職員とする

2 本校に勤務する非常勤の職員にあつては、本人の希望により入会を認める。

3 本会は、次のブロックで構成する。

- (1) 1学年
- (2) 2学年
- (3) 3学年
- (4) 事 務

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹 事 5名
- (4) 会 計 1名
- (5) 会計監査 2名

2 会長は、校長とする。

3 役員は、学年毎に2名、事務部から1名を選出する。

4 幹事長及び会計は役員の中から互選する。

5 役員は、毎年度当初及び必要に応じて役員会を開催し、本会の運営について審議する。

(運 営)

第6条 本会の運営は、役員会の提案に基づき会員の参加する会議（以下、「総会」という。）で審議し、決定する。

2 本会の事業計画は、年度始めに役員会が提案する。第3条第1項第1号の各行事の幹事は、本事業計画において定める。

- 3 前項の事業計画は、総会に諮り、承認を得なければならない。
- 4 会員に慶弔に係る事実が発生したときは、別表により、慶弔の意を表する。

(会 計)

第7条 本会を運営するため、会員から会費を徴収する。

- 2 会費は、会員一律1,000円とし、毎月の給料から各役員がブロック単位毎に徴収し、会計が管理する。
- 3 会計年度は4月1日より3月31日までとする。
- 4 特別な場合は、役員会の発議により全会員に因って臨時に徴収することができる。
- 5 会計は、毎会計年度予算書・決算書を作成し、役員会に諮ったうえ、総会に報告しなければならない。

(補 足)

第8条 本規約に定めのない事項については、役員会の協議を経て総会で決定する。

附則

本会の会則は、平成23年4月1日より施行する。

※平成24年 5月1日 規約一部改定

※平成25年 4月 規約一部改定

※平成30年 4月 規約一部改定

※令和 5年 4月 規約一部改定

慶弔の種類		内 訳	
会員の結婚	祝い金	10,000円	
会員又はその配偶者の出産	祝い金	10,000円	
会員の入院（2週間以上の入院加療）	見舞金	10,000円	
会員及びその親族の死亡			
会員死亡の場合	弔電	30,000円 10,000円程度	
	香典		
	生花		
会員の配偶者、子供死亡の場合	弔電	30,000円 10,000円程度	
	香典		
	生花		
会員及び会員の配偶者の両親死亡の場合	弔電	10,000円 10,000円程度	
	香典		
	生花		
会員の異動、退職	餞別	1年未満	3,000円
		1年以上	5,000円
その他、特に必要と認められる場合、幹事会で協議し、提案する。			